

\*\*\*\*\*  
第九期町田市福祉のまちづくり推進協議会  
第20回 バリアフリー一部会 会議録  
\*\*\*\*\*

開催日時：2017年12月25日（月）10時00分～11時40分

開催場所：町田市役所2階2-1会議室  
\*\*\*\*\*

【出席者】

川内美彦、佐藤克志、笠間雅弘、木下悟志、菊池正彦、杉木克則（代理：畑）、仲手川仁志（代理：今井）、上田敬生（代理：渡辺）、平江良成、志賀英介（代理：高嶋）、露木輝久（代理：鈴木）、岡村淳、奥田泰大（代理：佐々木）、安藤智、李幸宏、風間幸子、砂田安貴子、土田由紀子、安野イヨ子、安住信子、佐々木幸男、高本明生、岡本恵子、清原理、香西伸彦、松香光夫、木村建二、富岡秀行、佐藤正志、松山カツ子、楠本啓二、神蔵重徳

事務局：岩岡哲男、大澤修、佐々木真人、内藤典子、岩城佳苗、萩野功一、辻野真貴子、仲村茂、加藤則彦  
\*\*\*\*\*

【会議次第】

1. 議題
  2. その他
- \*\*\*\*\*

【議題】

- ・町田市バリアフリー基本構想の進行管理について
  - ・南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について
    - ①現地調査による主な意見の整理について
    - ②南町田駅周辺地区における主な課題の整理について
    - ③南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）  
～基本方針、重点整備地区、生活関連施設と生活関連経路～
- \*\*\*\*\*

【資料】

- ◎第20回バリアフリー一部会次第
  - ◎バリアフリー一部会 会員名簿
  - ◎第20回バリアフリー一部会 座席表
  - ◎資料1：町田市バリアフリー基本構想の進行管理について
  - ◎資料2：現地調査による主な意見の整理
  - ◎資料3：南町田駅周辺地区の主な課題の整理
  - ◎資料4：南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）  
～基本方針、重点整備地区、生活関連施設と生活関連経路～
  - ◎参考資料1：第19回バリアフリー一部会 会議録
- \*\*\*\*\*

【議事】

<開会>

- ・都市づくり部長 挨拶

<資料確認>

- ・資料の確認

<確認事項>

- ・会議録は要旨を事務局でとりまとめ、部会長、職務代理に確認を一任することについて了承を得た。

<議題>

1. 町田市バリアフリー基本構想の進行管理について

資料1に基づき、事務局より説明。(省略)

職務代理	少しずつ事業が進んでいることは評価ができますが、このペースで進めていくとどのくらいで事業が完了するのかがわかりません。それぞれ事業者も事業の場所も異なるので一概には言えないと思いますが、おおよその完了の期限、あるいは目標を教えてください。
事務局	事業によって、短期、中期、長期と完了期限を分けており、短期から中期についてはおおよそ3年～5年で完了を予定しております。また、長期につきましては、完了時期が未定なものも含まれています。

2. 現地調査による主な意見の整理及び南町田駅周辺地区における主な課題の整理について

資料2、3に基づき、事務局より説明。(省略)

A委員	まち歩き点検の際には、すでに整備がされている南町田地下道のエレベーターに対して意見を述べました。様々な場面で同様の意見を述べさせて頂いておりますが、頂く回答は国や町田市の基準に達しているということや、利用者がいないため要望を受け入れられないという内容がほとんどです。利用者がいないというのは、その施設を利用することができないから行かないということを理解して頂きたく思います。エレベーターの大きさについては、ストレッチャーの問題だけではなく、車いすの方が複数人で利用することを考えたときに、1度に乗れる人数が1人だと時間がかかってしまいます。今後、整備される施設については、最低の基準を満たしたものではなく、利用者目線で考えて頂きたいと思います。 また、トイレについては大人用の簡易ベッドがないとその施設が利用できない方々もいらっしゃるので、今後、整備される施設ではこれらのエレベーターとトイレのことについてお心に留めておいて頂きたく思います。
事務局	エレベーターやトイレ等、現在整備されているものについては、基準をもとに整備をさせて頂いておりますが、今後は関係部署等と協議をし、また国等にもご意見等をさせて頂きたいと思います。
部会長	これはコメントになりますが、資料3を基に説明して頂いた現地調査での主な意見の中で、2頁の「北口広場等の工事に関する案内がない」については、12月に案内表示を設置済みとなっており、また、4頁の「地下道の出口案内」についても同様に整備済みとなっています。具体的にどのような整備がされたかわかる資料があると良かったと思います。
B委員	商業施設は、視覚障がい者が単独で行動することが多いと思われれます。誘導用ブロックを頼りに移動する視覚障がい者にとっては、誘導用ブロックの位置がとても重要です。商業施設では、誘導用ブロックが他の利用者の邪魔にならないような場所に設置されていることが多いため、線上の誘導用ブロックの整備が気になります。 また、バスターミナルについてですが、バス停が2つ以上ある場所だとそのバス停の番号や行先がどこなのかわからないことがあります。バスのポールを確認して乗るようにしているのですが、点字や数字の浮き彫りがあるだけでも、バスの行先がわかるので、そのような対応をして頂きたいと思います。
部会長	ただ今頂いたご意見は、基本構想の特定事業の中で具体的にどのように位置付けていくかということと関連してくるかと思います。課題指摘でもあるので、事務局には頂いた意見を基に事業者と特定事業の調整をご検討して頂きたく思います。
C委員	聴覚障がい者にとっては背後からくる自転車に気が付かないので、とても危険な思いをすることが多々あります。自転車通行に対する歩行者の安全確保について、どのようにお考えでしょうか。
部会長	自転車道の整備、あるいは自転車と歩行者の共存ということでもよろしいでしょうか。

事務局	南町田地下道については、自転車から降りて通行するように案内をしております。しかしながら、実際は自転車から降りないで通行されている方もいるのが現状です。北口広場については、道路交通法でもありますように、自転車は歩道ではなく車道を走ることになります。
C委員	南町田に限ったことではないですが、自転車は歩道を走らないというルールがあっても、それを守らない人はたくさんいるかと思えます。
職務代理	北口広場を自転車を通ることができないとなると、南町田地下道のスロープを通るためには、自転車はどのようにして行けばいいのでしょうか。広場の車道側を走るとなると、歩道にある地下道に入るためには、20cm程の高さの縁石に乗り上げないと入ることができないことになります。縁石の切下げ部が少ないので、高齢者で自転車に乗る方にとっては、車道側から歩道に自転車を持ち上げることは大変だと思います。
部会長	この場での回答が難しいようであれば、状況を確認して頂いたうえで次回のバリアフリー一部会でご回答して頂きたいと思えます。
事務局	基本的には、北口広場は自転車の進入を想定していません。自転車は原則、車道を走ることとされており、歩道を走る場合は歩行者がいる場合、自転車から降りるか停止するなどして歩行者の安全を確保することとされています。北口広場を通る際は、国道16号の歩道から自転車を押して通ることはできます。また、南町田地下道へのスロープは国道16号沿いに設置されているので、そこへも自転車から降りて利用することになります。
職務代理	C委員が発言した内容は、そういうルールはあるものの、歩道を歩いているときに自転車がルールを守らないので、とても危険な思いをしたということだと思います。耳が聞こえないので、背後から来るとベルが聞こえないからわからないわけです。歩道の中に自転車と歩行者を分ける仕組みを設けることや、警察に取り締まりをして頂くなど、何らかの対応をしていただかないと、C委員の不安は消えないのではないかと思います。
部会長	この問題については、このような課題があるということをご各自が十分に認識した上で、バリアフリー関連の制度を考えていかないといけないと思えます。
D委員	双子のお子さんを持つ保護者の方々から、双子用のベビーカーは横2列であるため通行しにくいところがたくさんあるというご意見を伺っております。割合としては非常に少ない人数であるとは思いますが、今後整備する施設についてはその点も考慮して頂きたいと思えます。
部会長	双子のベビーカーに関しては幅広になるため、幅員が狭い場所では通行が困難であるとのこと。電動車いすも大型化しており、例えばエレベーターについては広さというより出入口部の幅を広めにとることによって解消できるかと思えます。そのような利用者がいるということを念頭に、整備計画を考えて頂きたいと思えます。
E委員	資料3の4頁3-7の「地下道の照明が暗い」という意見に対して、「必要照度の2倍以上を確保済」とありますが、どのような基準があり2倍以上なのかという点と、まち歩き点検後に改善されたのかを教えてください。 また、8頁のプロジェクト全般に対する項目で、「多世代の利用に対応できるトイレの導入」とありますが、多機能トイレの数が少ないと利用者が集中して混雑するので、分散して導入されることが望ましく思います。新たにつくられる商業施設については、是非とも町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準の適合証の交付を受けられる施設になることを望みます。
F委員	照度の基準については、立体横断施設技術基準というのがあり、南町田地下道の出入口部が基準値 100lx以上に対して、200lxと2倍の照度を確保しております。また、通路及び斜路つき階段については、基準値 50lxに対して、150lxと3倍以上の照度を確保しております。おそらく、まち歩き点検の際には地下鉄の通路に比べると暗いという印象を受けたのかと思えますが、地下横断施設の中では明るい方なので、ご理解して頂きたいと思えます。
事務局	多機能トイレの箇所数が少ないことや、多機能トイレを分散した方が良いとの意見が

	ございましたが、それらにつきましては、頂いた意見を基に今後も事業者と調整を図っていきたく思います。
部会長	トイレに関しては、国のバリアフリー法の建築設計標準の中でも多機能化ということが推奨されてきていましたが、最近は機能分散がうたわれており、利用者が集中しないようにということが明確に方針とされているので、その辺りを含め事業者との調整を対応して頂きたく思います。
G委員	まち歩き点検の際にも意見をさせて頂きましたが、聴覚障がい者はインターホンではコミュニケーションをとることができません。聴覚障がい者の方にもわかる情報提供をして頂きたく思います。 また、まち歩き点検の際に感じたことですが、国の基準や町田市の基準を満たしているという説明は理解できますが、障がい者や高齢者等に合わせて、町田市の基準を改定していただくことはできないのでしょうか。
事務局	基準についてですが、市の施設、民間の施設も含め福祉のまちづくり総合推進条例を基に整備をさせて頂いています。この条例では、ユニバーサルデザインの理念に基づき障がいのある方、高齢の方、外国人の方、子育て世代の方など皆さんが利用しやすい施設の整備を推進しています。現在、市の福祉総務課、土地利用調整課、営繕課で内規を作成し、公共施設は必要最低限の整備をするのではなく、誰もが利用しやすい施設とするための施設整備を進めていく動きがあります。適合証については市の周知不足もありますが、そこは反省をしながら次に繋げていきたいと考えております。
部会長	聴覚障がい者に対する情報提供のご意見については、聴覚障がい者の方に対してのコミュニケーションの取り方を検討するといったことも、特定事業の中に位置付けられてくるかと思えます。
B委員	最近のエレベーターには、かご内に音声案内が付いているが、乗り降りする際に、ドアが開閉されたかがわからないエレベーターが多く不自由をしています。そのあたりについて、メーカーあるいは国の基準がどうなっているのか教えて頂きたい。
部会長	詳しく把握はしていませんが、例えば、音声の流れた何秒後にドアが開くか等のエレベーターの基本ルールがあったかと思えますので、次回までに調べて回答できるようにして頂きたく思います。
職務代理	B委員のご指摘は、外で待っている人に対してのエレベーターの到着音についてだと思いますが、南町田地下道のような1フロアのみ移動しかないエレベーターについては到着音がついていないのかもしれませんが。
B委員	駅のホームのエレベーターにも音声案内がないので、どこにエレベーターがあるのか、また、開閉しているのかがわかりません。
職務代理	自動ドアも同様に、最新の設備では開閉音が静かになっているため、視覚障がい者の方には気配が感じられなくなっているかと思えます。そういった点では、B委員の指摘は、盲点をついた貴重なご意見だと思います。
部会長	道路事業者あるいは鉄道事業者の方で、待っている方に対するエレベーターの到着音についてご経験等ありましたらお願いします。
F委員	南町田地下道のエレベーターについては、エレベーター内に対しての音声案内に加え、待っている人に対しても音声案内と電光掲示板にて到着と開閉がわかるようになっていきます。また、音声案内から1秒～3秒以内に出入口が開閉するシステムになっています。
職務代理	資料3の6頁と7頁の街路樹に関する意見について、対応方法が答えになっていないので、再度対応方法について事務局に検討して頂きたく思います。 また、基本構想の見直しにあたり、まち歩き点検などを行った結果、追加を検討する項目がこれだけあります。実施された特定事業の検証を町田市は行っているが、前年度まで行ってきたことが活かされていないように思われるので、今後行われる事業については、これまで行ってきた検証を活かして、同じようなミスがないように気を付けて頂きたいと思えます。
部会長	樹木について事務局よりご説明はありますか。

事務局	6頁でご指摘頂いている樹木については、鶴間公園と商業施設との間のけやき並木についてのご意見と認識しております。ご指摘を受け修正をしたいと思います。
部会長	意見に対しての回答になるように対応をお願いします。 新たな商業施設は、福祉のまちづくり総合推進条例整備基準の適合証の交付を受けられる施設になるのか教えて頂けますでしょうか。
事務局	福祉のまちづくり総合推進条例整備基準に適合した施設にまで整備できるか、引き続き事業者と調整を図っていききたいと思います。
A委員	まち歩き点検などで、問題点が多く挙げられるのは必要なことかと思いますが、事業者や関係者の方々のモチベーションを考えると、アンケートなどで良かった点などがあれば良いのと思いました。また、事業者の方々からも、整備をしたものについてはアピールを積極的にしていただけるなど、そのような説明を事前に受けられれば、着眼点を変えて見ることもできるので、今後はそういった点も考えて頂きたいと思います。
部会長	利用者側も事業者が努力した点については、積極的に評価をすることが重要だと思います。

### 3. 南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）について

資料4に基づき、事務局より説明。（省略）

部会長	南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）とありますが、特定事業については現在各事業者と調整中ということもあり、次回のバリアフリー部会にてご報告して頂くことになっております。
H委員	まち歩き点検に参加した際に、南町田病院へ向かう道路の幅が狭いため、乗車していたマイクロバスが対向車とすれ違いができなく、止まってしまった経緯があります。病院の前であるため、救急車が同じように通れなくなってしまうことが危惧されるので、そのことについて点検後の意見交換の場で意見をさせて頂きました。今回、基本構想の見直しということで、南町田病院へ続く道路も重点整備地区の範囲に入れて頂けたので、自分たちの意見が反映されてとても嬉しく思いました。
I委員	まち歩き点検で、当事者の方も含め詳細に現地を調査しご指摘をされていたので、意見を上手に活かして欲しいと思いました。指摘をした場所だけの改善に留まらず、南町田地区全体の問題として反映させて頂きたいと思います。また、他の地区においても同様の問題はあるかと思しますので、町田市全体の問題として、誰もが住みやすいまちづくりができるように検討して頂きたいと思います。
部会長	町田市に関しては、これまで福祉のまちづくり総合推進条例の事業の中でも、そのような視点を持って進めてきており、経験は豊富であるし、重要なポイントも把握していると思いますので、それらの経験を継承して頂きたいと思います。
J委員	まち歩き点検では、商業施設と鶴間公園は工事中のため見学することができなかったため、施設が完成する前の段階で点検をする機会や、施設の詳細の説明を聞ける機会を設けて頂きたいと思います。また、可能であれば、意見を言える機会を設けていただければと思います。
事務局	まち歩き点検の際に、プロジェクトの概要についてはご説明させて頂きましたが、施設の具体的な整備内容については、どのような形で機会を設けるか調整していききたいと思います。施設が完成してからの改善は難しいので、バリアフリー部会で頂いたご意見は、事業者にもお伝えし、より良い施設になるよう引き続き協議を進めていききたいと思います。
J委員	調査で見る場所は、エレベーターなどの昇降施設やトイレ、出入口や通路といったところにポイントが絞られてくるので、現地を調査できなくても重要なポイントを写真と図面で説明して頂く機会を設けて頂きたいと思います。
D委員	先日、多摩五市のオープンデータイベント（アイデアソン）に参加しました。今回の調査結果や、これまで行ってきた色々な場所の評価をしたデータは、オープンデータ化

	されているのでしょうか。また、オープンデータ化されているのであれば、どのように広報されているのでしょうか、事業者が設計などに反映できるようになっているのでしょうか。
事務局	オープンデータ化までは至っておりませんが、福祉のまちづくり推進協議会の中で市の施設を点検し、整理した事例集を作成しております。現在、市の施設を先導的に整備する動きがあり、各担当部署には、事例集を参考にいただいています。市の施設に限らず、民間の施設も誰もが利用しやすい施設に整備を進めていかないといけないことは認識しているので、今後の課題として検討をしていきたいと思います。
部会長	オープンデータ化に至るまでは、越えないといけない点が多々あるとのことでした。
I 委員	重点整備地区の中で、新たな商業施設が中心の位置にあり、大きな面積を占めているので、民間の施設ではありますが、是非とも誰もが使いやすい施設をコンセプトにした施設整備を東京急行電鉄株式会社の担当者にお伝えしたいと思います。
K 委員	新たに追加する生活関連経路として、都市計画道路町田3・3・36号線がありますが、生活関連経路として追加することについて事業者と調整は済んでいるのでしょうか。ユニバーサルデザインを基に整備をしていますが、生活関連経路として指定されることで、より基準が厳しくなることも考えられますので、確認させて頂きたいと思います。
事務局	早急に事業者と調整をしたいと思います。
部会長	調整後に生活関連経路から外れることもあるということでしょうか。
K 委員	協力したいと考えております。
職務代理	鶴間公園内については公園のガイドラインに従って整備されるかと思いますが、鶴間公園が道路を挟んで2つに分断されている箇所については、何らかの移動の計画がないといけないと思います。その点について定める必要性はないのでしょうか。
事務局	鶴間公園の南北を結ぶ経路については、失念していたのでこれから検討をいたします。
部会長	資料4については、実施すべき特定事業について調整中ということもあり、特定事業が定まった後で改めて審議をする場を設けさせて頂きます。その際には、実施すべき特定事業の内容を含めて、本日審議した内容についても改めて議論をすることになるかと思います。

#### 4. その他

G 委員	道路工事等による渋滞によってバスがなかなか進まないことが多いので、バス専用の道路を整備することはできないのでしょうか。
事務局	町田市役所交差点から町田ターミナルまでは、時間指定でバス専用レーンになりますが、それ以外の場所でも同じように整備するとなると、現状の道路幅員ではバス専用レーンの確保ができません。現状では、町田ターミナルまでの道路のみとなってしまいます。
事務局	本日の意見を反映させて頂きまして、次回のバリアフリー部会の日程について1月末くらいを予定に調整をさせて頂きます。委員の皆様方には日程が決まり次第、早急にご連絡させて頂きたいと思います。 皆さま長い時間ありがとうございました。

<閉会>